

平成24年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成24年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成24年6月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算	/	
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	6
	3 補正予算説明資料	(総括表)	7
		行財政改革局 業務効率推進課	8
		人権局 人権・同和対策課	9
4 歳入歳出事項別明細書	/	10	
5 節の明細	/	13	

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例の設定について	財政課	14
第5号	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について	行財政改革局 業務効率推進課	16

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務課	18
第11号	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年5月16日専決)	総務課	19
	(10) 鳥取県税条例の一部改正について (平成24年5月23日専決)	税務課	20
第12号	長期継続契約の締結状況について	中部総合事務所県民局	22

## 平成24年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	750,601	24,606	775,207
9 国庫支出金	40,595,436	1,630,354	42,225,790
10 財産収入	1,201,156	2,895	1,204,051
12 繰入金	18,211,538	938,491	19,150,029
13 繰越金	2,000,000	832,458	2,832,458
14 諸収入	10,911,703	529,781	11,441,484
15 県債	51,853,000	878,000	52,731,000
歳入合計	330,228,000	4,836,585	335,064,585

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	24,819,804	111,135	24,930,939	60,865		10,690	39,580
3 民生費	42,078,818	408,207	42,487,025	96,113		159,400	152,694
4 衛生費	13,695,646	169,273	13,864,919	18,161		39,083	112,029
5 労働費	4,011,808	745,620	4,757,428			736,875	8,745
6 農林水産業費	24,196,538	775,306	24,971,844	277,788	192,000	323,118	△ 17,600
7 商工費	13,592,911	216,942	13,809,853		3,000	33,688	180,254
8 土木費	43,309,768	1,998,769	45,308,537	1,140,141	453,000	192,204	213,424
9 警察費	16,298,052	0	16,298,052	3,371	△ 4,000		629
10 教育費	69,853,949	411,333	70,265,282	33,915	234,000	715	142,703
歳出合計	330,228,000	4,836,585	335,064,585	1,630,354	878,000	1,495,773	832,458

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	115,265	△ 5,095	110,170	1 農地費分担金	△ 5,095	土地改良費分担金
計	182,798	△ 5,095	177,703			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	267,372	22,503	289,875	1 農地費負担金	2,595	土地改良費負担金
				2 林業費負担金	19,908	林道費負担金
4 土木費負担金	283,854	7,198	291,052	3 河川海岸費負担金	2,650	砂防費負担金
				4 港湾費負担金	3,300	港湾建設費負担金
				5 都市計画費負担金	1,248	街路事業費負担金
計	567,803	29,701	597,504			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	1,907,586	91,458	1,999,044	2 児童福祉費負担金	91,458	児童措置費負担金
計	14,885,565	91,458	14,977,023			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,084,415	60,865	1,145,280	2 防災費補助金	60,865	防災総務費補助金
2 民生費国庫補助金	1,122,185	4,655	1,126,840	2 児童福祉費補助金	4,655	児童福祉総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	1,214,578	7,180	1,221,758	1 公衆衛生費補助金	7,122	精神衛生費補助金
				2 環境衛生費補助金	58	環境保全費補助金
5 農林水産業費 国庫補助金	5,040,615	277,788	5,318,403	3 農地費補助金	△ 39,743	土地改良費補助金 △ 35,743 農地防災事業費補助金 △ 4,000
				4 林業費補助金	217,512	林業振興費補助金 464 林道費補助金 182,048 治山費補助金 35,000
				5 水産業費補助金	100,019	漁港建設費補助金 100,000 栽培漁業センター費補助金 19
7 土木費国庫補助金	12,580,280	1,140,141	13,720,421	2 道路橋りょう費補助金	610,507	道路橋りょう維持費補助金 626,259 道路橋りょう新設改良費補助金 △ 15,752
				3 河川海岸費補助金	431,305	河川総務費補助金 312 河川改良費補助金 154,098 砂防費補助金 170,395 海岸保全費補助金 106,500
				4 港湾費補助金	50,773	港湾建設費補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
				6 住宅費補助金	47,556	住宅建設費補助金
8 警察費国庫補助金	310,092	3,371	313,463	2 警察活動費補助金	3,371	交通指導取締費補助金
9 教育費国庫補助金	446,006	32,015	478,021	1 教育総務費補助金	31,475	教育財産管理費補助金
				6 社会教育費補助金	540	文化財保護費補助金
計	24,866,949	1,526,015	26,392,964			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 衛生費委託金	223,054	10,981	234,035	1 公衆衛生費委託金	10,981	公衆衛生総務費委託金
7 教育費委託金	24,294	1,900	26,194	2 保健体育費委託金	1,900	保健体育総務費委託金
計	842,922	12,881	855,803			

10款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 利子及び配当金	367,882	2,895	370,777	1 利子及び配当金	2,895	
計	584,903	2,895	587,798			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 鳥取力創造運動推進基金繰入金	890,373	32,000	922,373	1 鳥取力創造運動推進基金繰入金	32,000	観光費充当
8 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	315,387	99,421	414,808	1 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	99,421	障がい者自立支援事業費充当 児童措置費充当
10 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	2,746,494	736,875	3,483,369	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	736,875	労政総務費充当
12 安心こども基金繰入金	276,602	3,200	279,802	1 安心こども基金繰入金	3,200	児童福祉総務費充当
15 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	162,247	23,434	185,681	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	23,434	老人福祉費充当
22 ワクチン接種緊急促進基金繰入金	326,051	30,783	356,834	1 ワクチン接種緊急促進基金繰入金	30,783	予防費充当
23 住民生活に光をそそぐ基金繰入金	52,993	4,019	57,012	1 住民生活に光をそそぐ基金繰入金	4,019	老人福祉費充当
25 とっとり支え愛基金繰入金	239,134	8,759	247,893	1 とっとり支え愛基金繰入金	8,759	防災総務費充当 精神衛生費充当 医務費充当
計	18,138,066	938,491	19,076,557			470 7,122 1,167

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,000,000	832,458	2,832,458	1 前年度繰越金	832,458	
計	2,000,000	832,458	2,832,458			

14款 諸 収 入

4項 貸付金元利収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
5 介護保険財政安定化基金貸付金元利収入	49,018	25,710	74,728	1 介護保険財政安定化基金貸付金元利収入	25,710	
18 中海干拓農地利活用促進事業貸付金元利収入	159,864	10,410	170,274	1 中海干拓農地利活用促進事業貸付金元利収入	10,410	
計	4,366,501	36,120	4,402,621			

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
22 橋梁耐震補強整備受託事業収入	40,000	165,250	205,250	1 橋梁耐震補強整備受託事業収入	165,250	
29 日本種苗協会受託事業収入	0	300	300	1 日本種苗協会受託事業収入	300	
30 企業局受託事業収入	0	17,100	17,100	1 企業局受託事業収入	17,100	
計	2,461,320	182,650	2,643,970			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
7 雑 入	1,675,258	311,011	1,986,269	1 雑 入	311,011	
計	2,102,386	311,011	2,413,397			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
3 農 林 水 産 業 債	1,877,000	192,000	2,069,000	2 農 地 債	△ 16,000	土地改良費充当
				3 林 業 債	118,000	林道費充当 90,000 治山費充当 28,000
				4 水 産 業 債	90,000	漁港建設費充当
				4 商 工 債	1,200,000	3,000
5 普 通 土 木 債	10,063,000	624,000	10,687,000	1 道 路 橋 り ょ う 債	157,000	道路橋りょう維持費充当 440,000 道路橋りょう新設改良費充当 △ 283,000
				2 河 川 海 岸 債	401,000	河川改良費充当 155,000 砂防費充当 150,000 海岸保全費充当 96,000
				3 港 湾 債	17,000	港湾建設費充当
				4 都 市 計 画 債	2,000	街路事業費充当
				5 住 宅 債	47,000	住宅建設費充当
6 警 察 債	197,000	△ 4,000	193,000	2 警 察 活 動 債	△ 4,000	交通指導取締費充当
7 教 育 債	2,965,000	234,000	3,199,000	1 教 育 総 務 債	165,000	教育財産管理費充当
				2 高 等 学 校 債	12,000	高等学校施設設備整備費充当
				3 特 殊 学 校 債	42,000	特別支援学校費充当
				4 社 会 教 育 債	15,000	青少年社会教育施設費充当
9 直 轄 事 業 債	3,938,000	△ 171,000	3,767,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	24,000	直轄道路事業費充当
				2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	△ 195,000	直轄河川事業費充当 △ 107,000

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
						直轄海岸保全事業費充当 △ 23,000
						直轄砂防事業費充当 △ 61,000
						直轄ダム事業費充当 △ 4,000
計	51,853,000	878,000	52,731,000			

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与 費			計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
				期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
長等	2		25,140	8,233 2.71			33,373	5,804	39,177	
議員	35	304,311		100,753 2.74			405,064		405,064	
その他の特別職	6,700	3,837,566	6,540	2,142 2.71	660	660	3,846,908	418,106	4,265,014	
計	6,737	4,141,877	31,680	111,128		660	4,285,345	423,910	4,709,255	
長等	2		25,140	8,233 2.71			33,373	5,804	39,177	
議員	35	304,311		100,753 2.74			405,064		405,064	
その他の特別職	6,640	3,754,053	6,540	2,142 2.71	660	660	3,763,395	410,616	4,174,011	
計	6,677	4,058,364	31,680	111,128		660	4,201,832	416,420	4,618,252	
長等										
議員										
その他の特別職	60	83,513					83,513	7,490	91,003	
計	60	83,513					83,513	7,490	91,003	



補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
行財政改革局 業務効率推進課	26,760	5,411	32,171				5,411	
人権局 人権・同和対策課	463,873	337	464,210			337		
合計	81,971,556	5,748	81,977,304			337	5,411	
<p>&lt;説明&gt; 職員安否確認システム・県庁業務継続計画(BCP)運用支援システム開発事業(5,411千円)及び県立人権ひろば21基金造成補助事業(337千円)の実施に伴う補正。</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

業務効率推進課 (内線：7612)

2目 人事管理費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 職員安否確認システム・県庁業務継続計画(BCP)運用支援システム開発事業	0	5,411	5,411				5,411	
トータルコスト	0	6,216	6,216	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	職員安否確認システム・県庁業務継続計画(BCP)運用支援システムの開発、導入				
工程表の政策目標(指標)	県庁事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の作成							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>大規模災害発生時に、庁内LAN等が使用できなくなった場合でも、県庁業務継続計画(BCP)を迅速かつ的確に運用するため、Web上で機能するBCP運用支援システム等を開発し、導入を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 職員安否確認システム導入 非常時の職員の安否、参集可否について、職員が所持する携帯端末等を利用し、送信する情報を、確認・自動集計するシステムを導入する。(所要経費 1,169千円)</p> <p>(2) 県庁BCP運用支援システム開発 県庁BCPにおける非常時優先業務を遂行するためには、所属ごとの職員数の過不足について、把握し、応援の配置調整を迅速に行う必要がある。 そのため、安否確認システムの職員参集データを取り込み、自動集計を行うシステムの設計、開発、テストを委託する。(所要経費 3,675千円)</p> <p>(3) 県庁BCP運用支援システム保守 大規模災害発生時に県庁BCPの運用に要する業務分析データの喪失を防ぐため、県庁BCP運用支援システムを鳥取県クラウドサーバを利用してWeb上で運用するためのシステム設定、保守の年間委託を行う。(所要経費 567千円)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>県庁BCP(本庁版)は、市町村、福祉施設、医療機関など他主体のBCPに先行して策定したところであり、平成24年度に地方機関のBCPを作成し、県庁全体のBCPとして整備する。 また、県庁BCPの実効性の向上を図るため、訓練等を実施する必要がある。</p> <p>(参考)</p> <p>■BCP(Business Continuity Plan): 業務継続計画 自然災害や事故、感染症の流行など、企業活動を拒む障害に直面した際に、損害を最小限に抑えながら事業を継続するため、限られた人員や施設で目標時間内に業務を再開させるためにあらかじめ決めておく計画のこと。</p> <p>■鳥取県クラウドサーバ 庁内で個別に調達・管理されていた業務システムに使用するサーバを集約・一元管理することを目的に導入したサーバ。県は、サーバ機器等を保有することなく、県内の民間データセンター事業者が提供するサービスを利用することで、サーバ調達コストの削減、セキュリティレベルの向上を図っている。</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和对策課 (内線: 7121)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立人権ひろば21 基金造成補助事業	0	337	337			(諸収入) 337		
トータルコスト	0	337	337	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金支払い、精算事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指名指定管理者の選定に関しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰金が生じた場合には、その全額を県に返納して頂き、県はその返納額を上限として、指名管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して改めて補助金として交付することとしている。

平成23年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指名管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の2分の1を、指名管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
平成23年度管理委託料余剰額 (A)	728千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	53千円	清掃委託契約
差引(基金造成補助事業) (C) = ((A) - (B)) × 1/2	337千円	(参考) 平成23年度管理委託料支払額 10,775千円

交付先: 公益社団法人鳥取県人権文化センター (県立人権ひろば21の指名指定管理者)

基金を充当する事業:

- (1) 人権問題についての調査・研究やより有効な啓発手法等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテータ講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

平成24年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	うち総務部						
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	497,760		497,760	202,891		202,891	169,467		169,467	
2 給 料	2,953,450		2,953,450	1,793,090		1,793,090	1,435,778		1,435,778	
3 職員手当等	4,857,694		4,857,694	4,264,671		4,264,671	4,084,163		4,084,163	
4 共 済 費	1,188,476		1,188,476	712,237		712,237	571,245		571,245	
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575	33,575		33,575	33,575		33,575	
7 賃 金	32,007		32,007	27,267		27,267	26,523		26,523	
8 報 償 費	193,113	920	194,033	149,220		149,220	21,561		21,561	
9 旅 費	232,099	440	232,539	108,773		108,773	103,410		103,410	
費用弁償	18,572		18,572	2,372		2,372	2,179		2,179	
普通旅費	161,565		161,565	95,376		95,376	90,342		90,342	
特別旅費	51,962	440	52,402	11,025		11,025	10,889		10,889	
10 交 際 費	4,650		4,650	4,550		4,550	4,550		4,550	
11 需 用 費	482,776	7,948	490,724	285,960		285,960	276,293		276,293	
12 役 務 費	519,969	800	520,769	153,793		153,793	123,513		123,513	
13 委 託 料	3,329,499	29,146	3,358,645	826,094	5,411	831,505	722,555	5,411	727,966	
14 使用料及び賃借料	581,447		581,447	149,617		149,617	142,266		142,266	
15 工事請負費	969,614		969,614	396,715		396,715	396,715		396,715	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	57,645	52,117	109,762	4,509		4,509	4,409		4,409	
19 負担金、補助及び交付金	7,178,241	19,706	7,197,947	1,003,518		1,003,518	116,505		116,505	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000	35,000		35,000	35,000		35,000	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	1,511,972		1,511,972	151,362		151,362	151,362		151,362	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	317	58	375							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	24,819,804	111,135	24,930,939	10,305,342	5,411	10,310,753	8,421,390	5,411	8,426,801	
財 源 内 訳	国庫支出金	1,319,622	60,865	1,380,487	183		183	183		183
	地方債	433,000		433,000	81,000		81,000	81,000		81,000
	その他	2,574,597	10,690	2,585,287	409,646		409,646	400,456		400,456
	一般財源	20,492,585	39,580	20,532,165	9,814,513	5,411	9,819,924	7,939,751	5,411	7,945,162

平成24年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費			3款 民生費								
	うち総務部			補正前	補正額	補正後	うち総務部					
	1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	2目 人事管理費											
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報酬	53,466		53,466	357,863		357,863	8,536		8,536			
2 給料				1,578,128		1,578,128	40,942		40,942			
3 職員手当等	2,307,911		2,307,911	890,843		890,843	20,603		20,603			
4 共済費	11,470		11,470	630,261		630,261	16,883		16,883			
5 災害補償費	500		500									
6 恩給及び退職年金												
7 賃金	25,766		25,766	484		484						
8 報償費	11,207		11,207	78,634		78,634	5,756		5,756			
9 旅費	30,988		30,988	66,395		66,395	3,904		3,904			
費用弁償	339		339	8,639		8,639	416		416			
普通旅費	26,522		26,522	35,934		35,934	1,682		1,682			
特別旅費	4,127		4,127	21,822		21,822	1,806		1,806			
10 交際費												
11 需用費	13,292		13,292	194,582		194,582	4,009		4,009			
12 役務費	37,462		37,462	94,103		94,103	4,318		4,318			
13 委託料	132,986	5,411	138,397	2,480,412	182,913	2,663,325	39,890		39,890			
14 使用料及び賃借料	14,356		14,356	71,408		71,408	2,421		2,421			
15 工事請負費				41,961		41,961						
16 原材料費												
17 公有財産購入費												
18 備品購入費	410		410	31,728	1,963	33,691						
19 負担金、補助及び交付金	48,563		48,563	32,492,080	124,337	32,616,417	316,611	337	316,948			
20 扶助費				2,245,223	48,227	2,293,450						
21 貸付金				50,347		50,347						
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料				457,000		457,000						
24 投資及び出資金												
25 積立金				313,460	50,767	364,227						
26 寄付金				1,250		1,250						
27 公課費				98		98						
28 繰出金				2,558		2,558						
予備費												
計	2,688,377	5,411	2,693,788	42,078,818	408,207	42,487,025	463,873	337	464,210			
財 国庫支出金				3,098,789	96,113	3,194,902	228,459		228,459			
源 地方債												
内 その他	58,508		58,508	4,548,622	159,400	4,708,022	50	337	387			
記 一般財源	2,629,869	5,411	2,635,280	34,431,407	152,694	34,584,101	235,364		235,364			

平成24年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目  節	3款 民生費						総 務 部 合 計		
	うち総務部								
	1項 社会福祉費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費					
補正前				補正額	補正後				
1 報 酬	8,536		8,536	8,536		8,536	211,427		211,427
2 給 料	40,942		40,942	40,942		40,942	1,834,032		1,834,032
3 職員手当等	20,603		20,603	20,603		20,603	4,285,274		4,285,274
4 共 済 費	16,883		16,883	16,883		16,883	729,120		729,120
5 災害補償費							500		500
6 恩給及び退職年金							33,575		33,575
7 賃 金							27,267		27,267
8 報 償 費	5,756		5,756	5,756		5,756	154,976		154,976
9 旅 費	3,904		3,904	3,904		3,904	112,831		112,831
費用弁償	416		416	416		416	2,788		2,788
普通旅費	1,682		1,682	1,682		1,682	97,212		97,212
特別旅費	1,806		1,806	1,806		1,806	12,831		12,831
10 交 際 費							4,550		4,550
11 需 用 費	4,009		4,009	4,009		4,009	290,299		290,299
12 役 務 費	4,318		4,318	4,318		4,318	158,313		158,313
13 委 託 料	39,890		39,890	39,890		39,890	866,284	5,411	871,695
14 使用料及び賃借料	2,421		2,421	2,421		2,421	152,108		152,108
15 工事請負費							396,715		396,715
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費							4,509		4,509
19 負担金、補助及び交付金	316,611	337	316,948	316,611	337	316,948	8,150,579	337	8,150,916
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金							2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料							6,200,388		6,200,388
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							151,362		151,362
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							58,055,447		58,055,447
予 備 費							150,000		150,000
計	463,873	337	464,210	463,873	337	464,210	81,971,556	5,748	81,977,304
財 源									
国庫支出金	228,459		228,459	228,459		228,459	228,642		228,642
地方債							81,000		81,000
その他	50	337	387	50	337	387	5,940,399	337	5,940,736
一 般 財 源	235,364		235,364	235,364		235,364	75,721,515	5,411	75,726,926

## 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	県立人権ひろば21基金造成事業補助金
	337

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法施行令の一部が改正され、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人について、一部を条例で定めることとなったことに伴い、当該法人について定めるものである。</p> <p>2 概要                  (1) 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人は、次のとおりとする。                  ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社                  イ 県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社</p> <p>(2) 施行期日等                  ア 施行期日は公布日とする                  イ 所要の経過措置を講ずる</p> <p>※現行は、地方自治法施行令直接の規定に基づき、出資比率等が2分の1以上の法人を予算の執行調査等の対象としている。</p> <p>【参考】                  地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</p>
<p>要</p>	<p>(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)</p> <p>第一百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項 に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (新設) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち<u>条例で定めるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (新設) 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。</p> <p>4 地方自治法第二百二十一条第三項 に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (新設) 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち<u>条例で定めるもの</u></p> <p>5 (略)</p>



鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下「一般社団法人等」という。）を定めるものとする。

(令第152条第1項第3号の一般社団法人等)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人等は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人等（同条第3項の規定によりこれらの一般社団法人等とみなされる法人を含む。）とする。

(令第152条第4項第2号の一般社団法人等)

第3条 令第152条第4項第2号の条例で定める一般社団法人等は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人等とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条又は第3条に規定する一般社団法人等についての地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による書類の作成及び議会への提出は、この条例の施行の日前に終了した直近の事業年度分の決算に関する書類から行うものとする。

(参考) 追加予定団体の一覧（平成24年4月1日現在）

	団 体 名	法 人 種 別	県出資比率		
			(%) A/B×100	県出資額 (千円) A	全体出資額 (千円) B
1	中海水鳥国際交流基金財団	財団法人	49.8	150,000	301,034
2	鳥取県畜産振興協会	財団法人	49.0	101,060	206,110
3	鳥取県魚の豊かな川づくり基金	公益財団法人	45.8	275,000	600,000
4	鳥取県生活衛生営業指導センター	公益財団法人	44.2	2,000	4,520
5	鳥取県体育協会	公益財団法人	42.1	500	1,188
6	鳥取県畜産推進機構	社団法人	42.6	55,000	129,256
7	千代三洋工業	株式会社	40.0	40,000	100,000
8	鳥取林業サービス	株式会社	40.0	48,000	120,000
9	鳥取県林業担い手育成財団	財団法人	38.6	270,983	701,143
10	因幡街道ふるさと振興財団	財団法人	38.3	10,000	26,100
11	鳥取県環境管理事業センター	財団法人	34.0	66,700	196,103
12	智頭急行	株式会社	33.9	152,500	450,000
13	鳥取県保健事業団	財団法人	28.6	200	700
14	鳥取県果実生産出荷安定基金協会	社団法人	25.0	7,500	30,000

条例名等	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b> 県出資法人の運営の透明性を高め、予算の適正な執行と議会の監視機能の強化に資するため、知事の調査権の対象となり、県議会に経営状況を報告する県出資法人の範囲を拡大することに伴い、これらの法人を給与等の状況を公表し、県議会に報告する法人に加える等の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b> (1) 給与等の状況の公表及び県議会への報告の対象とする法人を県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上(現行 2分の1以上)を出資したものにまで拡大する。 (2) 給与等の制度の変更に係る県議会への報告時期を変更のあった事業年度の経営状況を説明する書類が提出される県議会(現行 変更の日以降の最初の県議会)とする。</p> <p><b>3 施行期日</b> 施行期日は公布日とする。</p>

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第152条第1項</u>に規定する法人であつて、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるものの<u>4分の1以上</u>を出資しているもの（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。</p> <p>(議会への報告)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による報告は、報告する事項に係る事業年度の<u>県出資法人等の経営状況を説明する書類が</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により提出される県議会において行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第152条第1項第1号及び第2号</u>に規定する法人であつて、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるものの<u>2分の1以上</u>を出資した<u>もの</u>（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。</p> <p>(議会への報告)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>県出資法人等は、前項の規定による報告を、前条第1号及び第2号の事項にあつては</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により<u>当該県出資法人等の経営状況を説明する書類が提出される県議会に、前条第3号及び第4号の事項にあつては当該報告すべき事項が生じた日以降の最初の県議会に、それぞれ行うものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務課

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		地方債
			円	円	円	円	円	円	円	円
2	総務費	1 総務管理費	テレビ会議システム 整備事業費	64,855,000	64,855,000					64,855,000
		計	64,855,000	64,855,000						64,855,000

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成24年5月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年5月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方                  米子市 企業</p> <p>(2) 和解の要旨                  県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金11,655円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生年月日                  平成24年2月3日</p> <p>イ 事故発生場所                  鳥取市富安二丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況                  鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線を走行していた和解の相手方使用の軽貨物自動車は路外に左折しようとしたため同車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (10) 鳥取県税条例の一部を改正する条例について                  (平成24年5月23日専決)</p>	
<p>提出理由</p>	<p>1 提出理由                  鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 狩猟税の税率の特例について定めた規定中、引用している鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の条項を改める。                  (2) 施行期日は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。</p> <p>(参考) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)の一部改正の概要                  鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化するとともに、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者が減少、高齢化している現状に鑑み、本法律が一部改正された。                  鳥獣被害対策実施隊員の職務が明記されたことに伴い、狩猟税の税率の特例について定めた規定中、引用する同法の条項に移動が生じたもの。</p> <p>鳥獣被害防止特措法(平成19年法律第134号) (抜粋)</p>	
<p>及び概要</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>第9条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。</p> <p>2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。</p> <p>3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。                  (1) 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者                  (2) 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、市町村長が任命する者</p> <p>4 <u>第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。</u></p> <p>5 第3項第2号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>第9条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。</p> <p>2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。</p> <p>3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。                  (1) 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者                  (2) 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、市町村長が任命する者</p> <p>4 前項第2号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。</p> <p>5 略(鳥獣被害対策実施隊員を鳥獣保護法に規定する対象鳥獣捕獲員に読み替えるための規定)</p> <p>6 略</p>

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第208条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>(2) 略</p>	<p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第208条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）<u>第9条第5項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）の施行の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	中部総合事務所	物品	ノートパソコン	1台	広島県広島市中区八丁堀3番33号 リコーリース株式会社 中国支社	3,301	平成24年5月1日 ～平成25年4月30日	鳥取県中部総合事務所県民局